

令和4年第11回（1月）臨時会

鏡石町議会会議録

（第395号）

令和4年1月21日 開会

令和4年1月21日 閉会

鏡石町議会

第11回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長の報告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第205号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第206号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	12
○閉議の宣告	13
○招集者あいさつ	13
○閉会の宣告	13
○署名議員	15

鏡石町告示第2号

第11回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月18日

鏡石町長 遠藤 栄作

記

1. 期 日 令和4年1月21日（金）

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について
- (2) 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）
- (3) 鏡石町立第二小学校部分改修工事（第2期）請負契約の締結について

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	7番	渡辺	定己	君
8番	大河原	正雄	君	9番	今泉	文克	君
11番	円谷	寛	君	12番	古川	文雄	君

不応招議員

なし

令和4年第11回鏡石町議会臨時会会議録

議事日程

令和4年1月21日（金）午前10時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告第48号 専決処分した事件の承認について
日程第4 議案第205号 令和3年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）
日程第5 議案第206号 鏡石町立第二小学校部分改修工事（第2期）請負契約の締結について
日程第6 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	7番	渡辺定己君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員（1名）

8番 大河原正雄君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長兼上下水道課長	橋本喜宏君
福祉こども課長	柳沼和吉君	健康環境課長	大河原正義君
産業課長	菊地勝弘君	教育課長	根本博君

事務局職員出席者

議会議務局長 緑川憲一

主任主査 鈴木淳子

開 会 午前 10 時 30 分

◎開会の宣告

○議長（古川文雄君） ただいまから第 11 回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（古川文雄君） はじめに臨時会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。

3 番、橋本喜一君。

〔3 番 橋本喜一君 登壇〕

○議会運営委員長（橋本喜一君） それではご報告申し上げます。

第 11 回鏡石町議会臨時会議事日程表。令和 4 年 1 月 21 日金曜、10 時 30 分開会。1 開会 議会運営委員長の報告、招集者あいさつ。2 開議 議事日程。日程番号、件名の順でご報告申し上げます。第 1、会議録署名議員の指名。第 2、会期の決定。第 3、報告第 48 号 専決処分した事件の承認について。第 4、議案第 205 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）。第 5、議案第 206 号、鏡石町立第二小学校部分改修工事（第 2 期）請負契約の締結について。第 6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について。招集者あいさつ。3 閉会。

以上でございます。

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） 本臨時会にあたり、町長からあいさつがあります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 改めまして、おはようございます。本日は第 11 回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

今臨時会にご提案申し上げますのは、先に専決処分させていただきました新型コロナウイルス感染症の影響により困難に直面している方々に一世帯当たり 10 万円の給付と、同じく子育て世帯への支給金 10 万円のうち残り 5 万円につきまして、現金で一括して支給する臨時特別給付金に関する補正予算の報告が 1 件、議案第 205 号、令和 3 年度一般会計補正予算並びに議案第 206 号、鏡石町立第二小学校部分改修工事

(第2期)請負契約の締結についての2議案でございます。補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として国・県事業に対応した給付金や助成金で、特に主食用米の価格低下に対する農家への支援金が主な事業であります。

よろしくご審議頂きまして、承認並びに議決賜りますようお願い申し上げ、ごあいさついたします。

◎開議の宣告

○議長(古川文雄君) ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達していますので、直ちに会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、8番 大河原正雄君の1名です。本日の議事は、お手元に配布した議事日程により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(古川文雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、4番 菊地洋君、5番 小林政次君、7番 渡辺定己君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(古川文雄君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(古川文雄君) 異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

◎報告第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(古川文雄君) 日程第3、報告第48号、令和3年度鏡石町一般会計補正予算(第8号)の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。議案書 1 ページをお開き下さい。ただいま上程されました報告第 48 号、専決処分した事件の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 8 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決第 31 号として令和 3 年 12 月 17 日付けで専決処分したものであります。

議案書 2 ページをお願いします。子育て世帯への臨時特別給付金事業といたしまして、児童 1 名あたり 10 万円のうち、12 月補正で議決いただきました 5 万円の現金給付に加え、令和 4 年 3 月に 5 万円相当のクーポン券分をこのたび現金 5 万円として年末に一括現金で 10 万円を迅速に給付するための補正予算であります。

次に生活困窮世帯について住民税非課税世帯臨時特別給付金事業として一世帯当たり 10 万円を迅速に給付するための補正予算であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 3,433 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 2,073 万円とするものであります。

詳細につきましては、8 ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、報告第 48 号、専決処分した事件の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11 番、円谷寛君。

〔11 番 円谷寛君 登壇〕

○11 番（円谷寛君） 11 番の円谷ですが、若干お尋ねをいたします。さっき全協で聞けば良かったと思いますが、聞き漏らしたのでお尋ねをしますが、令和 3 年度子育て世帯への臨時特別給付金についてでございますが、この全協の説明資料では、追加給付金の対象外である子育て世帯や基準日以降に離婚している場合で高校生、平成 18 年 4 月 1 日生まれまでの児童と同居しているのに給付金を受け取れないひとり親世帯に対して地方創生臨時交付金事業を活用し、1 人あたり 10 万円の現金給付を行う、とあるんですが。離婚をしているために受け取れない、これは既に離婚する前の夫にはお金が払われているわけですか。重複するような場合はどのように扱っていくのかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11 番議員の質疑にご答弁申し上げます。基準日以降に離婚された方の給付につきましては、地方創生臨時交付金事業につきまして、これに該当させて給付するというので、次の一般会計補正予算の第 9 号のほうに予算は計上させていただいております。重複するのではないかとというご質問でございますが、その件につきましても、家庭の事情等勘案しまして、それもやむを得ないということで、いずれにしても子どものための特別給付という制度でございますので、目的達成するための措置ということでご理解を頂きたいと思っております。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって討論を省略し、ただちに報告第 48 号、専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

○議長（古川文雄君） お諮りします。本件について承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって本件は、承認することに決しました。

◎議案第 205 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 4、議案第 205 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第 205 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）について提案理由をご説明申し上げます。

議案書 12 ページをお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応予算及び原油高騰による非課税世帯への支援並びに米価下落に伴う水稻農家への支援などに伴う補正予算で、第 1 条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,442 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 7,515 万 2 千円とするものであります。詳細につきましては 18 ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「事項別明細書」に基づき説明〕

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、菊地洋君。

〔4番 菊地洋君 登壇〕

○4番（菊地洋君） ただいま上程されました補正予算の第9号についてお伺いいたします。20ページ、21ページの農林水産業費の中の農業振興費の3,780万円。米価下落に対する補助金ということで、1俵あたり600円の補助と算出されておりますが、まずこの算出の基準について1つお伺いをいたします。

それからもう一点は、近隣町村もこの補助をしていると思うんですが、この近隣町村との比較についてお伺いをいたします。以上です。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 菊地勝弘君 登壇〕

○産業課長（菊地勝弘君） 4番議員の質疑にご答弁申し上げます。まず1点目の600円の基準でございますが、町の水田面積の主食用米分が約700町歩でございます。その700町歩を町の基準単収537キロでございますので、一反歩あたり8.95俵、8俵から9俵取れる計算になります。そちらを600円で1俵あたり計算しますと一反歩あたり5,370円という数字が出てきます。この5,370円につきましては、後の答弁にも関わりがありますが、近隣の市町村が一反歩あたり5,000円補助をしますので、鏡石町においては近隣の町村よりも手厚く農家の支援をしているということでございます。なお全国平均の米価の価格につきましては、だいたい一反歩あたり1,900円ほどの下落になっているという事でございますので、こちらは農協の概算金が追加で500円交付になっている事も含めまして、その農協の500円の追加交付と町の600円の補正予算の交付で、そちらに匹敵するというまでには行かないんですけれども、少なからずとも農家の支援に充てていきたいという考えで算出いたしました。

次の近隣市町村でございますが、先ほど申し上げたとおり、お隣の天栄村では一反歩当たり5,000円、ただ天栄村では減反をしている農家を基準にして算出しております。今回の町の補正予算につきましては、そちらは見ておりませんので、全稲作農家を対象とした経費で予算を計上しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありますか。

11 番、円谷寛君。

〔11 番 円谷寛君 登壇〕

○11 番（円谷寛君） 11 番の円谷ですが。ちょっと細かい質問になりますが。原油価格の高騰による生活困窮世帯への影響を緩和するための対策として一世帯に 5,000 円の現金給付があるわけですが、全協で配布いただきました資料によれば、対象世帯 850 世帯で、そのうち世帯全員が 65 歳、基準日は令和 4 年 3 月 31 日現在ですね、65 歳以上の高齢者世帯 489 世帯に給付となるんですが、勉強不足ですが、年金だけの場合ですね。年金がいくらまでならば、この対象になるのか、非課税世帯に限られるわけですから。この非課税世帯になるための要件として、年金のみの所得の場合の人でですね、これ 1 人世帯、2 人世帯、3 人世帯、色々あると思うんですが、それぞれ。年金だけでいくらならばこの対象になって非課税になるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11 番議員の質疑にご答弁申し上げます。高齢者の非課税世帯の関係でございますが、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、国民年金の方ですと該当になるのではないかと承知はしております。ただし対象世帯であっても、お子さんの税法上の扶養に取っている方であれば、非課税世帯には該当にならないという、ひとつの括りもありますので、そのようなことをご理解を頂きたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11 番、円谷寛君の再質疑を認めます。

〔11 番 円谷寛君 登壇〕

○11 番（円谷寛君） 再質問させていただきます。我々はですね、もらえない人から聞かれるわけですよ。そういう場合、答えないと我々は役割を果たせないと思いますので、具体的な数字はあると思うんですよ。扶養に入っていればというのは分かりますが。それ以外の場合、例えば単身で住んでいる場合などは、それをはっきり答えないと我々の責任を果たせるとは思えませんので。あとで文書で結構でございますから税務町民課などとも良く相談したうえで文書での回答をお願いしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11 番議員の再質疑にご答弁申し上げます。税務町民課とも調整いたしまして文書でご回答申し上げます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第 205 号、令和 3 年度鏡石町一般会計補正予算（第 9 号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

挙手全員であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 206 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 5、議案第 206 号、鏡石町立第二小学校部分改修工事（第 2 期）請負契約の締結についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本博君 登壇〕

○教育課長（根本博君） ただいま上程されました議案第 206 号、鏡石町立第二小学校部分改修工事（第 2 期）請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

議案書 24 ページをお願いいたします。このたびの請負契約につきましては、第二小学校の部分改修工事（第 2 期）といたしまして、契約業者が決定しましたので工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的は鏡石町立第二小学校部分改修工事（第 2 期）。工事の内容につきましては、照明 LED 化、内装・床・壁・天井の改修になります。2、契約の方法につきましては制限付一般競争入札で行い、4 社が入札参加し、令和 3 年 12 月 27

日に入札を執行したところでございます。3、契約の金額は1億5,620万円となります。4、契約の相手方につきましては、福島県西白河郡矢吹町大町192番地、高田工業株式会社、代表取締役、佐藤勝栄でございます。なお、本事業は令和3年度から令和4年度の継続事業として実施し、契約の工期につきましては、令和5年3月24日を予定しております。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議頂き、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（古川文雄君） これより議案第206号、鏡石町立第二小学校部分改修工事（第2期）請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

挙手多数であります。したがって本案は、原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第6、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第70条の規定により、お手元に配布しました所管事務について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

◎招集者あいさつ

○議長（古川文雄君） ここで閉会にあたり招集者からあいさつがあります。
町長 遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただ今は、提出いたしました議案につきまして、慎重な審議を頂き、原案のとおり議決、承認を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

本補正予算の執行につきましては、補正の趣旨に基づき、速やかな執行に努め、また請負契約についても同じく、速やかな着工・施工に努めて参ります。

議員各位には今後とも特段のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて、第11回鏡石町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

閉 会 午前11時05分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和4年1月21日

鏡石町議会議長 古川文雄

署名議員 菊地洋

署名議員 小林政次

署名議員 渡辺定己